

機内持込み・お預け手荷物における危険物の代表例

以下の点にご留意下さい。

1. 全般
 - 航空法、国際民間航空機関(ICAO)国際航空運送協会(IATA)が決定した国際的なルール及び関係規則をもとに定めております。
 - 航空会社の社内規則により規制される場合もありますので危険物となり得るかどうかやその他詳細につきましては、必ず事前に当社コンタクトセンターにお尋ねください。
 - 国際線においては、外国当局の規則により規制される場合もありますので、必ず事前にご確認ください。
 - 機内持込制限品であっても、医療上の配慮が必要となる場合は、事前に航空会社にお尋ねください。
 - 旅客の手荷物として機内持込み・お預けができる危険物は、個人が使用するものに限ります。
2. ハイジャック・テロ等に凶器として使用されるおそれのあるもの
 - 工具、スポーツ用品、武具等の中で凶器となり得るものについても持込みを制限しております。
 - 各制限品の模倣品・類似品を含みます。
 - リストに掲載されているものうち持込できるものであっても、材質、強度、形状等により凶器となり得ると判断され、持込みできない場合があります。
 - リストに掲載されているもの以外についても同様に、材質、強度、形状等により凶器となり得ると判断され、持込みできない場合があります。
 - 銃砲刀剣類所持等取締法その他の法令により所持そのものができない場合がありますので、ご注意ください。
3. 上記凶器以外の危険物
 - リストに掲載されているものであっても、安全データシート(SDS)又はメーカー発行の書類等で非危険物と判断された場合は規制を受けることなく運べます。
 - リストに掲載されているものうち機内持込み手荷物として持込みできるものであっても、液体物であり、国際線の場合、別途液体物制限の対象となります。
 - リストに掲載されているものうち運べるものであっても、安全が確認できず危険物と判断され、運べない場合があります。
 - リストに掲載されているもの以外についても、安全が確認できず危険物と判断され、運べない場合があります。
4. その他
 - 実際の運用状況等により品目等について適宜更新を行う予定です。

① 化粧品類<引火性液体・高圧ガス(スプレー缶)を含む非放射性物質のもの>

品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考
			一容器あたり	一人あたり	
・ヘアケア用品:ヘアスプレー、ヘアトニック、育毛剤(液体、スプレー)、ヘアカラー、白髪染め、ブリーチ ・スキンケア用品:化粧水、洗顔フォーム、日焼け止め ・シェービングフォーム ・ネイルケア用品:マニキュア、除光液、ネイルアート用品 ・入浴剤、バスオイル ・マウスケア用品:洗口液 ・香水、オーデコロン ・アロマオイル ・制汗・清涼・冷却スプレー(衣料につけるものも含む) ・芳香・消臭・除菌・シワ取りスプレー(身体用、衣料・室内用) ・家庭用洗剤(漂白剤・カビ取り剤は除く) ・洗浄液(コンタクト用、入れ歯用、かつら用、ジュエリー用、メガネ用、髭剃り用)	○	○	0.5ℓ又は 0.5kg以下	2ℓ又は2Kg以下 ※一人あたりの数量は ①化粧品類、 ②医薬品・医薬部外品および ③日用品・スポーツ用スプレーの合計数量であること。	化粧品類とは、身体、身だしなみを手入れするために使用するもの、並びに、清涼、芳香、洗浄、消臭、除菌効果のある嗜好品。また、ガスが充填されたスプレーの場合は、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押さないような措置)で保護してあるもの ※化粧品類において「スプレー」とは、ガスが充填されたエアゾールスプレー及び液体が充填されたミストスプレーを含む (化粧品類の解釈) 身だしなみや身体、身の回りを手入れするために使用するトイレットリー商品は上記化粧品類として取り扱う。

② 医薬品・医薬部外品<引火性液体・高圧ガス(スプレー缶)を含む非放射性物質のもの>

品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考
			一容器あたり	一人あたり	
・消炎鎮痛剤(液体、スプレー) ・虫さされ・かゆみ止め薬(液体、スプレー)、虫よけ(液体・スプレー) ・殺菌・消毒剤(液体、スプレー)	○	○	0.5ℓ又は 0.5kg以下	2ℓ又は2kg以下 ※一人あたりの数量は ①化粧品類、 ②医薬品・医薬部外品および ③日用品・スポーツ用スプレーの合計数量であること。	ガスが充填されたスプレーの場合は、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押されないような措置)で保護してあるもの
治験薬(開発途中の薬)	△	△	0.5ℓ又は 0.5kg以下	2ℓ又は2Kg以下 ※一人あたりの数量は ①化粧品類、 ②医薬品・医薬部外品および ③日用品・スポーツ用スプレーの合計数量であること。	治験薬とは開発途中の薬をいう。 既に国から制約の認可を受けている薬を地検目的で輸送する場合は「医薬品」として取り扱う * 治験薬という言葉が記載された書類(任意フォーマットの場合は製薬会社名を明記されていること)を所持している。 * 外装容器に放射性物質を示す三つ葉マークが無いこと。 * 航空法に定める保安検査が実施できること。(液体物検査の対象なので開封できない場合は取扱えない)

③ 日用品・スポーツ用スプレー

品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考
			一容器あたり	一人あたり	
引火性ガスあるいは毒性ガスを使用しているもの ・日用品・スポーツ用スプレー ・防水スプレー、カーペットクリーナー・ガラスクリーナー・スプレーのり ・塗料スプレー・食品用スプレー・潤滑スプレー・静電気防止スプレー・スキー、スノーボードワックススプレー・消火スプレー	X	X	X	X	
引火性ガスも毒性ガスも使用されていないもの	X	○	0.5ℓ又は 0.5kg以下	2ℓ又は2kg以下 ※一人あたりの数量は ①化粧品類、 ②医薬品・医薬部外品および ③日用品・スポーツ用スプレーの合計数量であること。	噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押されないような措置)で保護してあるもの
熊よけスプレー、ベッパースプレー	X	X			日用品スプレーではあるが刺激性又は人体を無力化するスプレーの為取り扱い不可
酸素缶	X	X			酸素又は空気が充填されたガスは医療用で小型高圧容器に充填されたもの②限られる為
パンク修理剤(スプレー)	X	X			
上記以外のスプレー	X	X			

機内持込み・お預け手荷物における危険物の代表例

④ 液体類

品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考
			一容器あたり	一人あたり	
酒類	アルコール度が24%以下のもの	○	○		非危険物。小売販売されている容器に収納されていること(別容器に移し替えられてもアルコール度数が確認出来れば輸送可能)
	アルコール度が24%を超え70%以下のもの	○	○	5ℓ	小売販売されている容器に収納されていること(別容器に移し替えられてもアルコール度数が確認出来れば輸送可能)
	アルコール度が70%を超えるもの	×	×		
楽器用オイル(潤滑油)	○	○			
接着剤	×	×			引火点が摂氏60℃を超える液体状のものは輸送可
パンク修理剤(液体)	×	×			引火点が摂氏60℃を超える液体状のものは輸送可
ペンキ・塗料	×	×			
漂白剤、強カビ取り剤	×	×			
殺虫剤	×	×			
農薬	×	×			
塩酸	×	×			
硫酸	×	×			
ガソリン	×	×			
灯油、軽油	×	×			
シンナー	×	×			
ベンジン	×	×			
ニス	×	×			
エタノール	×	×			「医薬品」「医薬部外品」として国から承認されているものは医薬費として取扱い可能
ホルマリン	×	×			
クロロホルム	×	×			
ヒ素	×	×			
プリンター・印刷機のインク	○	○			産業用を除く

⑤ 電池・バッテリー

a) 携帯用電子機器に使用する電池・バッテリー

品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考	
			一容器あたり	一人あたり		
乾電池	○	○			非危険物	
ニッケル水素電池	○	○			非危険物	
ニカド電池(ニッカド電池)	○	○			非危険物	
リチウム金属電池 (ボタン電池などの使い捨て電池)	携帯型電子機器(本体)	リチウム含有量2g以下のもの	○	○	お預けの場合は、以下の措置をとること。 ・偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)をとること ・電源を完全に切ること	
		リチウム含有量2gを超えるもの	×	×		
	携帯型医療用電子機器(本体) (自動除細動器(AED)、噴霧器 (Nebulizer)、持続陽圧力呼吸装置 (CPAP)等)	リチウム含有量8g以下のもの	○	○	お預けの場合は、以下の措置をとること。 ・偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)をとること ・電源を完全に切ること	
		リチウム含有量8gを超えるもの	×	×		
	上記機器の予備電池(モバイルバッ テリー等、他の電子機器に電力を供 給する目的のものを含む。)	リチウム含有量2g以下のもの	○	×	短絡防止の措置をとること	
		リチウム含有量2gを超え8g以下のもの	○	×	2個	短絡防止の措置をとること
		リチウム含有量8gを超えるもの	×	×		
	スマートバゲージ (リチウムバッテリーが内蔵・装備さ れた靴)	リチウム含有量0.3g以下のもの	○	○		
		リチウム含有量0.3gを超え2g以下のもの	△	△		■条件 ・スマートバゲージ本体からバッテリーが取り外せる構造であること ・受託手荷物とする場合は、バッテリーを取外した状態にて本体のみ受託可。 (取外した電池は予備電池として扱うこと)
	リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む) 充電可能電池	携帯型電子機器(本体) (携帯医療用電子機器(本体) (自動除細動器(AED)、噴霧器 (Nebulizer)、持続陽圧力呼吸装置 (CPAP)等)を含む)電動アシスト自 転車	ワット時定格量160Wh以下のもの (用途は問わない)	○	○	お預けの場合は、以下の措置をとること。 ・偶発的な作動や損傷を防止するための措置(強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護など)を執ること ・電源を完全に切ること ※リチウムイオン電池内蔵のヘアカーラー・ヘアアイロンは、「その他日用品/ヘアカーラー・ヘアアイロン」参照
ワット時定格量160Whを超えるもの			×	×		
上記機器の予備電池 (モバイルバッテリー等、他の電子機 器に電力を供給する目的のものを含 む。)		ワット時定格量100Wh以下のもの	○	×	短絡防止の措置をとること	
		ワット時定格量100Whを超え160Wh以下のもの	○	×	2個	短絡防止の措置をとること
スマートバゲージ (リチウムバッテリーが内蔵・装備さ れた靴)		ワット時定格量2.7Wh以下のもの	○	○		上記電子機器の取り扱いとする。 電子タグ機能、重量計測機能のみのバッテリーは2.7Wh 超えないものとみなす。
		ワット時定格量2.7Whを超え160Wh以下のもの	△	△		■条件 ・スマートバゲージ本体からバッテリーが取り外せる構造であること。 ・受託手荷物とする場合は、バッテリーを取外した状態で本体のみ受託可能 (取外したバッテリーは予備電池として取り扱う)
		ワット時定格量160Whを超えるもの	×	×		バッテリーを外した靴のみは受託・持込可能
電動の乗り物		本体・予備電池	×	×		旅客免除規定には該当しない(電子機器・車椅子ではない)
燃料電池		電子機器内蔵(本体)	○	×		
		上記機器の予備カートリッジ(引火性液体、腐食性物質、液化引火性ガス、水素吸蔵合金または水反応性物質を含むもの)	○	○	2個	航空機内における燃料電池への燃料補給は、専用の予備カートリッジで補給する場合を除き、行わないこと。燃料を含んだ燃料電池は、携帯・携行する手荷物に収納すること。
液体バッテリー(鉛蓄電池等)	漏れ防止型の鉛蓄電池を使用した 携帯用電子機器本体	電圧が12V以下でワット時定格量が100Wh以下のもの	○	○		
		電圧が12Vを超え、ワット時定格量が100Whを超えるもの	×	×		
	上記の予備電池	電圧が12V以下でワット時定格量が100Wh以下のもの	○	○	2個	短絡防止の措置が行われていること
		電圧が12Vを超え、ワット時定格量が100Whを超えるもの	×	×		
漏れ防止型ではない鉛蓄電池	×	×				
ハンディファン		○	○		電源は確実に切り、偶発的な作動や損傷を防止する様強固なスーツケースへの梱包、衣類などによる保護をすること	

機内持込み・お預け手荷物における危険物の代表例

b) 電動車椅子および電動歩行補助車に使用されるバッテリー

品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考		
			一容器あたり	一人あたり			
電動車椅子および電動歩行補助車用バッテリー ※電動車椅子のサイズ等によっては お預け出来ない場合がありますので、 必ず事前に電話などでコールセンター までご連絡下さい。	ニッケル水素電池・ニッカド電池等	本体に組み込まれたバッテリー	×	○		取外したバッテリー短絡防止の措置を行い受託可能。	
		予備電池	×	○	1個	非危険物 国交省では非危険物としているがIATAでは制限を設けている。	
	リチウムイオン電池(リチウムイオン ポリマー電池を含む)	本体に組み込まれたバッテリー	×	○			取り外したバッテリーは、短絡防止の措置を行い持込みのみ可。
		予備電池(ワット時定格量160Wh以下のもの)	○	×	2個		短絡防止の措置が行われていること。 当該物件は、携帯・携行する手荷物に収納すること
		予備電池(ワット時定格量300Wh以下のもの)	○	×	1個		短絡防止の措置が行われていること。 当該物件は、携帯・携行する手荷物に収納すること
	予備電池(ワット時定格量300Whを超えるもの)	×	×				
液体バッテリー(鉛蓄電池等)	本体に組み込まれたバッテリー	×	○	1個(防漏型 のみに限る)		取り外した予備バッテリーは、短絡防止の措置を行いお預けのみ可。	
主導車椅子を電動車椅子とする機器 (スマートドライブ等)	車椅子と持参した場合	△	△			電動車椅子または、電動歩行補助車用バッテリー項目を適用する	
	車椅子が無い場合	△	△			携帯電子機器の項目を適用する	

⑥ ライター・マッチ・着火具

品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考	
			一容器あたり	一人あたり		
喫煙用	オイルライター	吸収剤(綿)なし(オイルタンク式ライター)	×	×		身につけて機内へ持ち込むこと リチウム電池が含まれている場合は、以下の要件に該当すること。 ・リチウム金属電池にあってはリチウム含有量が2g以下のものであり、リチウムイオン電池にあってはワット時定格量が100Wh以下のもの であること。 ・予備の電池は短絡防止の措置がされていること。 ・機内において使用・充電しないこと。 ・熱が発生する部分が不測の作動をしないよう措置されていること。 ・プリミキシングライター、ブルーフレームライター(青色の強力な炎が出るライターは主に業巻に使用するライターでIATA規制で持込禁止 の為取り扱い不可
		吸収剤(綿)入り				
	ガスライター	使い捨て、ガス充填式	○	×	小型(10cm 未満)かつ携 帯型のもの いずれか1個	
	安全マッチ					
	電子ライター	電動式・プラズマ式				
	万能マッチ (Strike anywhere matches)	×	×			
喫煙用以外のマッチ		×	×			
喫煙用以外の着火具	使い捨て、ガス充填式	×	×			
	オイル式	×	×			
ライター用燃料	ガス	×	×			
	オイル	×	×			

⑦ 酸素ボンベ・ガス類

品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考	
			一容器あたり	一人あたり		
酸素ボンベ(空気ボンベ)	在宅酸素療法に基づく医療用酸素ポトル	○	×	5kg	小型容器に弁及び調整機が充填されている場合は、不測の作動を防止するように措置すること*液体酸素は持込・受託共に不可	
	上記以外	×	×		ガスの残留がないものはお預け可	
ガスシリンダー	機械義肢用	○	○			
	膨張式救命胴衣 (海難救助用、オートバイ用等の個人 用安全装置を含む)	胴衣(本体)	○	○	1個 (シリンダー2個付)	不測の作動を防止するように措置すること。
		予備シリンダー	○	○	2個	胴衣に装着している2個に加え、予備シリンダー2個まで持込み・お預けが可能 ・予備のシリンダーのみは持込み・お預け不可
	膨張式救命胴衣以外の引火性ガス、 毒性ガスが使用されていない小型の ガスシリンダー(ガスシリンダーを 使用する美容器具、炭酸水製造器、 自転車用携帯ポンプ(空気入れ)、 ビールサーバー等)	一容器あたり50ml以下のもの	○	○	4個	参考:炭酸ガスの場合、50mlは28gと同等
一容器あたり50mlを超えるもの		×	×			
ガススプリング(車椅子用)		○	○		※ガススプリング付電動車椅子のサイズ等によって機内持込み出来ない場合がありますので、事前に利用される航空会社にご確認下さい。	
キャンプ用カセットコンロ・ガスバーナー(本体)・ガステーブル		○	○		ガスの残留がないもの(*臭いがしない等新品であってもガスの残留確認が必要)	
カセットコンロ・ガスバーナーのガスボンベ		×	×			
消火器		×	×			
ダックスボイス		×	×			

⑧ 火薬類

品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考
			一容器あたり	一人あたり	
弾薬	×	○	総重量5kg (包装込)		自己の手荷物に他人の当該物件を入れてはならない。 施錠可能な頑丈な容器が必要
薬莢キーホルダー、薬莢ネックレス(キーホルダーやアクセサリとして加工されているもの)	○	○			非危険物
花火	×	×			
クラッカー	×	×			
発煙筒	×	×			

機内持ち込み・お預け手荷物における危険物の代表例

⑨ その他日用品					
品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考
			一容器あたり	一人あたり	
ヘアカーラー・ヘアアイロン	コンセント式	○	○		非危険物
	電池式(リチウムイオン電池)	×	×		本体からリチウムイオン電池を取り外すことができる場合は、持込み・お預かりとも可。ただし、本体から取り外したリチウムイオン電池と予備電池は持込みのみ。(お預かり不可)当該物件は、携帯・携行する手荷物に収納すること
	上記以外の電池	○	○		非危険物 電池が取り外されていること、取り外した電池は、短絡防止の措置を行うこと
	ガス式	○	○	1個	炭化水素ガスが充てんしてあるものであって、熱源部には安全カバーが取り付けられているものまた、液体物持込制限により、国際線においては1ℓ以下のジッパー付無色透明袋に入らない場合は、持込み不可 充てん用の予備の炭化水素ガスカードリッジは持込んでほならない 安全カバーは専用カバーであればカバーの材質は問わない
ヘアカーラー・ヘアアイロン用詰め替えガス	×	×			
半田ごて	コンセント式	○	○		先端が著しく尖っているものは持込不可
	電池式(リチウムイオン電池) *ワット時定格量が160Wh以下のもの	○	○		電池が取り外されていること 本体から取り外した電池と予備電池は、短絡防止の措置を行い持込のみ可。(お預かり不可) 先端が著しく尖っているものは持込不可
	電池式(上記以外の電池)	○	○		非危険物。電池が取り外されていること、取り外した電池は、短絡防止の措置を行うこと。先端が著しく尖っているものは持込不可
	ガス式	×	×		
スキューバダイビング用ライト	リチウムイオン電池 *ワット時定格量が160Wh以下のもの	○	○		熱が発生する部分と電池を分け、電池は短絡防止等の措置が講じられていること。本体から取り外した電池と予備電池は持込みのみ。(お預かり不可) 電池が外れない場合熱源を外すことが出来れば持込・受託共に可能
	上記以外の電池	○	○		熱が発生する部分と電池を分け電池は短絡防止の措置が講じられていること。 電池を取外せない場合は、熱源を取外すことが出来れば持込・受託共に可能
スキー・スノーボード用ワックス・ワックスリムーバー	固形	○	○		
	液体・ペースト	×	×		引火点が摂氏60℃以上の物は輸送可能
	スプレー(ガス)				※③「スプレー缶」参照
雪崩救難用バックパック	雪崩救難用バックパックに使用される火薬の含有量は200mg以下のもので、圧縮ガスは、引火性ガスも毒性ガスも使用していないものに限る	○	○	1個	誤作動が生じないように包装され、かつバックパック内のエアータグが圧力開放弁を有するもの。当該物件は、携帯・携行する手荷物に収納すること
ドライアイス	生鮮食品など非危険物のものを冷却するために用いるもの	○	○	2.5kg	炭酸ガスを放出する構造の容器に入っていること 当該物件は、携帯・携行する手荷物に収納すること
	上記以外	×	×		
炭及び活性炭	燃焼用のもの	×	×		
	浄化、浄水用のもの	○	○		製品として加工されているものに限る。(紀州備長炭等非危険物シールの貼付があるも)
夜光性塗料	時計に使用されているもの	○	○		
	上記以外	×	×		
水銀気圧計・水銀温度計		○	×		水銀を浸透しない内張り又は袋を有し、かつ、十分な強度を有する容器に入れたもの。当該物件は、携帯・携行する手荷物に収納すること。気象庁又はこれに順ずる機関の人が携行する場合に限る。
水銀血圧計		×	×		
水銀医療用体温計		×	○	1個	個人用で保護箱に入れてあるもの
磁石	家庭用	○	○		非危険物
	業務用(大型磁石)	×	×		
臓器・組織・細胞など	移植用	○	○		
	研究、検査用	×	×		「病気を移しやすい物質」に該当しなければ輸送可
ドライシッパー(冷却液他窒素を含有する断熱容器)	非危険物を輸送する目的の為に用いるもの	○	○		
心臓ペースメーカー、その他体内に埋め込まれた又は体外に取り付けられた医療装置(放射性物質又はリチウムを使用した電池で作動するもの)		○	×		
スポーツ用球技ボール		○	○		
オイル充填式携帯カイロ		×	×		
加熱式弁当(発熱剤付弁当)		×	×		
くん煙式殺虫剤		×	×		
水銀		×	×		
アイソトープ		×	×		
内燃機関又は燃料電池機関(エンジン、発電機等)		×	×		
電子たばこ		○	×		予備の電池は、短絡防止の措置が行われていること。 機内で使用並びに充電をしないこと。
習慣冷却バック		×	×		
小型酸素発生機		×	×		
小型水素発生器		○	○		機内使用不可。電源OFFとすること。

機内持ち込み・お預け手荷物における危険物の代表例

以下 凶器

⑩ 刀剣類					
刀(日本刀、中国刀、西洋刀など)		×	×		
あいくち		×	○		
飛び出しナイフ		×	○		
⑪ ナイフ類					
ナイフ		×	○		バターナイフのような先端が鋭利でなく、凶器にならないと判断されるものは持ち込み可能
牡蠣剥きナイフ		×	○		一見して脅威を抱かせる形状をしているため持ち込み不可
ペーパーナイフ		×	○		先端が鋭利でなく、凶器にならないと判断されるものは持ち込み可能
手術用メス		×	○		医療用(外科、眼科、歯科、その他)のものも持ち込み不可
剃刀		×	○		T字型剃刀や化粧用の小さな(まゆ毛用)剃刀は持ち込み可能 電動剃刀(電動シェーバー)は持ち込み可能
はさみ		×	○		先端が尖っていないもので刃体6cm以下であれば持ち込み可能。小さな眉毛きりはさみや鼻毛きりはさみ等の化粧用はさみ、携帯裁縫セットのはさみも持ち込み可能
幼児用はさみ		×	○		明らかなおもちゃは持ち込み可能
ツールナイフ(多機能折りたたみナイフ)		×	○		構成品に機内持ち込み制限品に該当するものが含まれていない場合であっても、一見して脅威を抱かせる形状をしているため持ち込み不可
⑫ カッター等					
カッター		×	○		NTカッターなど
葉巻カッター(はさみ式)		×	○		先端が尖っていないもので刃体6cm以下であれば持ち込み可能
葉巻カッター(ギロチン式)		×	○		本体と刃の部分が外れないものは持ち込み可能
シートベルトカッター		×	○		本体と刃の部分が外れないものは持ち込み可能
フードカッター		×	○		本体と刃の部分が外れないものは持ち込み可能
アップルカッター		×	○		本体と刃の部分が外れないものは持ち込み可能
ピザカッター		×	○		
⑬ 鉄砲類					
銃砲		×	○		
空気銃		×	○		
BBガン		×	○		
スターターピストル		×	○		
玩具銃(幼児用プラスチック製)		×	○		材質の強度、形状を考慮した上で明らかに危険性がないと判断されるものは持ち込み可能
鉄砲類の部品		×	○		複数旅客が部品を分けて持ち込み、機内で組み立てる可能性があるため持ち込み不可
⑭ 発射体類					
スリングショット(バチンコ)		×	○		一見しておもちゃと判るものは持ち込み可能
弓矢		×	○		
ボウガン		×	○		
ピス打ちピストル		×	○		
⑮ 武器、護身用具等					
特殊警棒		×	○		
ヌンチャク		×	○		
十手		×	○		
メリケンサック		×	○		
⑯ スポーツ用品、運動器具、介護用具等					
ゴルフクラブ		×	○		ヘッドのみであれば持ち込み可能。
ゴルフスイング練習用具		×	○		
バット		×	○		
アイススケート靴		×	○		
ゲートボール用スティック、クリケット		×	○		
ホッケースティック		×	○		
ラクロススティック		×	○		
ブーメラン		×	○		金属製の刃が付いていないものは持ち込み可能
バトン		×	○		リレー用やバトントワリング用で60cm以下のものは持ち込み可能
組み立て式バター		×	○		
ビリヤードのキュー		×	○		
スキー、スノーボード		×	○		60cm以下のショートスキーは持ち込み可能
スキーストック		×	○		畳んだ状態で60cm以下のものは持ち込み可能。但し、先端に尖った金属(キリ状)が取り付けられているものは持ち込み不可 体が不自由で、ステッキの代わりとして使用し、先端が尖った金属(キリ状)が取り付けられていないものは60cmを超えるものであっても持ち込み可能
登山用ストック		×	○		畳んだ状態で60cm以下のものは持ち込み可能。但し、先端に尖った金属(キリ状)が取り付けられているものは持ち込み不可 体が不自由で、ステッキの代わりとして使用し、先端が尖った金属(キリ状)が取り付けられていないものは60cmを超えるものであっても持ち込み可能
金剛杖(巡礼、登山用)		×	○		
アイゼン		×	○		
テニスラケット		○	○		
ステッキ		×	○		長さ60cm以下のものは持ち込み可能。体が不自由で、旅客自身で使用するものは60cmを超えるものであっても持ち込み可能
添木その他義手、義足類		×	○		長さ60cm以下のものは持ち込み可能。体が不自由で、旅客自身で使用するものは60cmを超えるものであっても持ち込み可能

機内持ち込み・お預け手荷物における危険物の代表例

⑰ 棒状のもの					
鉄棒・鉄パイプ		×	○		
木刀		×	○		
竹刀		×	○		
三脚		×	○		畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能
一脚		×	○		畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能
昆虫採取用又は釣用タモ		×	○		畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能 木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能
マッサージ棒		×	○		長さ60cm以下のものは持込可能
麺打ち棒(すりこぎ棒含む)		×	○		長さ60cm以下のものは持込可能
ビーチパラソル		×	○		長さ60cm以下のものは持込可能
釣り竿		×	○		畳んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能 木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能
旗竿		×	○		長さ60cm以下のものは持込可能。但し、先端が尖っているものは持込不可。先端が尖っていないプラスチック製のもので60cmを超えるものであっても持込可能
⑱ 道具類、工具類					
大工道具類(ハンマー)		×	○		
大工道具類(大型バール)		×	○		
大工道具類(キリ)		×	○		
工具類(ドライバー)		×	○		全体の長さ15cm以下かつシャフトの長さ6cm以下のものは持込可能(グリップ部分とシャフト部分が外せるタイプの場合は装着して計測する)
工具類(スパナ)		×	○		長さ15cm以下のものは持込可能
工具類(レンチ)		×	○		長さ15cm以下のものは持込可能
工具類(バール)		×	○		長さ15cm以下のものは持込可能
工具類(携帯用の小型セット)		×	○		アイスピック、キリ状の物が含まれていないものは持込可能
工具類(電動ドライバー)		×	○		
工具類(電動ノコギリ)		×	○		
工具類(ブローランプ)		×	○		
工具類(ドリル)		×	○		電動100V以上、電池式、充電式を含む
木槌、小槌		×	○		長さ15cm以下のものは持込可能
棒状のヤスリ類		×	○		長さ15cm以下のものは持込可能
ノギス		○	○		
製図用コンパス・デバイダー		○	○		
⑲ 先端が著しく尖っている物					
アイスピック		×	○		
ビッケル		×	○		
ダーツの矢		×	○		先端に金属製のキリ状のものが付いていないものは持込可能
金串・火箸		×	○		
沖縄かんざし(ジーフアー)		×	○		木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能
釘		×	○		長さ6cm以下のものは持込可能
注射針		×	○		機内で医師又は看護師が医療行為のために使用する場合は持込可能
自己使用注射針		○	○		医師から処方された在宅自己注射対象薬剤(インスリン製剤、インターフェロン製剤、アドレナリン製剤等)を投与するために使用する場合は持込可能
血糖値測定用採血針		○	○		
裁縫針		○	○		
安全ピン		○	○		
傘		○	○		旅客自身が使用する通常の傘は持込可能。但し、先端が鋭利など凶器となり得ると判断したものは持込不可
サムライアンブレラ		×	○		
編み棒		○	○		先端が鋭利など凶器となり得ると判断したものは持込不可
⑳ その他					
ツールナイフ(多機能折りたたみナイフ)型、手裏剣型の物品(例:USB媒体、ライター等)		×	○		一見して脅威を抱かせる形状をしているため持込不可 ライターについてはお預け手荷物として預けることも不可
おの		×	○		
なた		×	○		
のみ		×	○		
彫刻刀		×	○		
大工道具類(ノコギリ)		×	○		
ドリルの刃		×	○		他のものと組み合わせて使用される可能性があるため持込不可
野菜スライサー		×	○		本体と刃の部分が外れないものは持込可能
ピーラー(調理器具)		×	○		刃が外を向いておらず、本体と刃の部分が外れないものは持込可能
缶切り		×	○		刃が外を向いておらず、本体と刃の部分が外れないものは持込可能
ペットボトルオープナー		×	○		刃の外せないものは持込可能
手裏剣・手裏剣型キーホルダー		×	○		木、プラスチック製などの明らかなおもちゃは持込可能 刃の部分が鋭利で凶器として使用される可能性があるものは持込不可
爪切り		○	○		甘皮切りの小型ナイフが装着されているものは、持込不可
手錠		×	○		
スタンガン		×	○		
シャベル		×	○		移植用など凶器にならないと判断されるものは持込可能
ワインオープナー		×	○		ナイフの付いていないもの(螺旋状のものを含む)は持込可能。但し、凶器となり得ると判断した場合は持込不可

機内持ち込み・お預け手荷物における危険物の代表例

パイプ喫煙用清掃用具	×	○			本体にはパイプ内部に溜まったヤニを削り取る「カーボンカッター」が付いており、カミソリより刃が硬く丈夫なため持ち込不可
ステンレス製のヘラ(スクレーパー)	×	○			
ピンセット	×	○			先端が丸みをおびており強度がないものは持ち込可能
カジキ釣り針	×	○			U字底部から釣り糸通し穴までの距離が10cm以下のものは持ち込可能。但し、凶器となり得ると判断した場合は持ち込不可
掛け軸・タペストリー	×	○			軸の長さ65cm以下のものは持ち込可能 軸の部分がプラスチック製のものは65cmを超えるものであっても持ち込可能
ポスター・掛け軸等の収納ケース	×	○			長さ70cm以下のものは持ち込可能。紙製やプラスチック製のもの等で凶器にならないと判断された場合は70cmを超えるものであっても持ち込可能

【参考】

- 製品に **高温に注意** と表示があるものは、非引火性ガスを使用
- 製品に **火器と高温に注意** と表示があるものは、引火性ガスを使用